

□ 補足資料：グループ内部統制の整備・運用状況と今後の方針について

内部統制基本方針	グループ内部統制の整備・運用状況と今後の方針
<p><b>1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</b></p> <p>当社は、当社グループの取締役及び従業員が職務の執行に当たって遵守すべき事項を明確にし、コンプライアンス体制及び業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。</p> <p>特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。</p> <p>また、内部通報の取扱いに関する規程の定めに従い、内部通報体制の充実を図り、違法・不正行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止に努める。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>(1) 全体 「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」を整備して取締役、従業員の職務を明確にしている。</p> <p>管轄する本社本部により適宜社内制度・体制に関する課題と対応策を検討し、改善に向けて担当部署に指示を行っている。</p> <p>(2) コンプライアンス 当社グループ全体のコンプライアンス基本方針に基づき、「内部通報の取扱いに関する規程」、「コンプライアンス規程」を整備している。</p> <p>コンプライアンス担当役員及び法務・コンプライアンス部を設置し、規程類の適宜改正を行うとともに、グループの法令遵守に係る教育・訓練状況確認及び指導を行い、継続的な改善を図っている。</p> <p>リスクマネジメント委員会の中で、当社グループのコンプライアンスに関する重要事項を審議している。</p> <p>内部通報案件については規程にもとづき取締役会に報告され、当社及びグループ会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、取締役会において審議している。</p> <p>2023年度に発覚した不適切な原価管理の案件に対しては、「コンプライアンス規程」に基づいた社内調査委員会を設置し、原価付替えが発生した原因を調査の上、調査結果に基づいた再発防止策を実行し、当該防止策が有効に機能しているかモニタリングしている。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>コンプライアンス事案に対する改善等を進めるとともに、役職員に対する教育の徹底を行う。</p> <p>グループ会社を含めた内部統制システム全般の整備・運用状況の全体俯瞰とモニタリング及び改善検討を引き続き定期的に行っていく。</p> <p>公益通報者保護法の2025年6月改正（施行は2026年中目途）を踏まえて、関連する諸規程を適時・適切に改正する。</p>

<p><b>2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</b></p> <p>取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行に係る文書その他の情報につき、情報セキュリティポリシー、その他社内規則に従って情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止及び管理を行う。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>当社は、契約書、取締役会資料、議事録などの文書、重要な営業情報、業務上の個人情報等、保存・管理が必要な情報は、「秘密情報等管理規程」、「個人情報保護規程」、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ実施要領」などを整備し厳正に管理することとしている。</p> <p>また、適時な情報開示や主要な株主に対する決算状況の発表なども、取締役会において審議がなされ、管理を徹底し、適切に実行している。</p> <p>「情報セキュリティ実施要領」の改正、情報セキュリティ研修の実施、サイバー攻撃への対策など、セキュリティ対策の継続的な強化に努めている。</p> <p>電子帳簿保存法の施行に伴い、同法に適応した電子的な文書保管システムを導入している。</p> <p>また、サイバー攻撃等の重大な情報セキュリティインシデント発生時に適切かつ迅速に事態を収拾するための組織を設置している。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>情報セキュリティに関するリスクが増大しているため、「文書管理規程」を整備する。</p>
<p><b>3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</b></p> <p>当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>社長を委員長とするリスクマネジメント委員会においてリスク管理についての方針・施策の策定及びリスクの特定とその対応策の策定がなされ、これに基づき各部署において個別リスクの管理が行われている。リスクマネジメント委員会では、個別リスクの管理状況の把握・指導監督を行い、取組状況を定期的に取り締役員へ報告し、取締役会にて審議することで、リスクマネジメント全般の統制・管理を行っている。</p> <p>なお、非財務指標にかかる重要リスクについては、サステナビリティ委員会と連携を図り、情報共有を図った上で対応をしている。</p> <p>緊急事態の発生については、有事の際に会社が取すべき行動を「緊急対策本部運用要領」において定め、緊急事態を早期かつ適切に収束させ、会社の信頼を回復させることとしている。</p> <p>なお、2024年度中、山間部での現場作業中に発生した従業員の死亡事案については、策定した再発防止策の実施とモニタリングを行っている。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>引き続き、当社グループ会社を含めた役職員のリスク管理状況をモニタリングし、各部署の事業特性を踏まえて、実効性の高いリスク管理システ</p>

	<p>ムの強化を検討していくとともに、当社におけるリスク情報と対応状況を開示していく。</p>
<p><b>4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</b></p> <p>当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的（月1回以上）に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間及び各部門間の連携・調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営に当たっては、当社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>当社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、その他社内規則において取締役の職務と権限を明確に定め、取締役会及び経営会議を定期的に開催し、効率的かつ迅速な意思決定を行っている。</p> <p>中期経営計画、事業年度の事業所目標や達成度の調整・確認は、企画・営業本部の下で経営企画部が担当し、各技術部門間の連携や調整は技術本部技術企画部が担当している。また、管理面、営業面、情報面のそれぞれにおいて本社の関連部署が管理手法の共通化、営業情報などの共有化、システム化など支援している。</p> <p>サステナビリティ委員会を設置し、非財務情報に関する審議体制を充実している。</p> <p>2025年4月付けにてコーポレート・ガバナンス委員会を設置し、取締役会の実効性向上に関する諸事項を審議している。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>今後は、取締役会、経営会議、グループ経営会議、執行役員会におけるそれぞれの役割を整理し、グループ経営の効率化を図っていく。（付議基準の見直し、委員会を活用した事前審議等）</p> <p>また、管理本部ほか本社関連部署による子会社支援を強化していく。</p>
<p><b>5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）</b></p> <p>当社は、当社グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、当社グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、子会社管理規程の定めに従い、経営の重要事項について当社に報告するとともに、必要に応じて当社の事前承認を得る。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>当社は、「子会社管理規程」を定め、グループ会社を監督するための監督責任者を配置している。また、グループ会社と当社との間でグループ経営会議、運営会議、連絡会議などを開催し、情報を共有し連携の強化を図っている。</p> <p>2015年4月の子会社管理規程の改正では、当社本社の機能について、①グループ統括、②グループ価値の向上及びリスク回避のための施策立案・運営を担うことを明文化した。また、当社と子会社の子会社経営に関する権限基準を明確化した。</p> <p>「内部通報の取扱いに関する規程」及び「コンプライアンス規程」をグループ会社に周知し、内部通報等の情報を取締役会に報告するとともに、違法・不正行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止を図っている。</p> <p>各グループ会社に対し、内部統制に関する研修を各社年1回実施している。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>監督責任者、派遣役員によるグループ会社の監</p>

	<p>督体制を明確化するとともに、職務権限、役員報酬等も含めて業務の適正を確保するための体制を引き続き検討する。</p>
<p><b>6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項</b></p> <p>当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会、グループ経営会議などの重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認している。また、当社の監査役は、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い相互の連携を図っている。</p> <p>また、監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ、本社又は事業所の従業員を監査補助者とすることができる体制としている。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>今後の当社グループの拡大に応じ、独立性の観点から、取締役の職務執行に直結する立場にある者ではない監査補助者を選任できるよう人材の増強を図る。</p>
<p><b>7. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項</b></p> <p>当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>専任の監査補助者を置くほどの事態は発生していない。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>6. の今後の方針と同じ。</p>
<p><b>8. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制</b></p> <p>当社グループの取締役及び従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、又は発生するおそれがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。監査役への報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、報告に関する社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>「取締役会規則」において、監査役を取締役会の出席者としており、経営に重大な影響を与える事象が発生したとき等においては、監査役は状況を確実に把握することができる。また、必要と認める会議へ適宜出席して、意見を述べる状況が確保されている。</p> <p>また、2020年4月の「内部通報取扱いに関する規程」改正において、内部通報が取締役及び執行役員に関するものである場合には、直ちにその旨を常勤監査役に報告することとしている。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>引き続き、監査役への報告義務などの当社グループ内への周知、浸透に努めるとともに、当社グループ会社監査役間の連携を強化していく。</p>

<p>9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項</p> <p>監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役の職務の執行に必要なことを証明したときを除き、前払を含め速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>現状で、明文化されたルールは無いが、監査役 of 適正な職務執行で生じる費用の支出に関し、適正に処理されている。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>今後も適正な処理を継続する。</p>
<p>10. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制</p> <p>取締役と監査役とは、監査役 of 監査が実効的に行われるために、監査環境 of 整備を含む諸事項（内部監査部門との連携に関する事項等）を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。</p>	<p>[整備・運用状況]</p> <p>取締役と監査役は、取締役会などの場において適宜協議している。また、監査役は、代表取締役社長と定期的な会議を持ち協議している。</p> <p>[今後の方針]</p> <p>今後とも、取締役（内部監査部門）、監査役、会計監査人相互 of 連携 of 充実に努める。</p>

以上